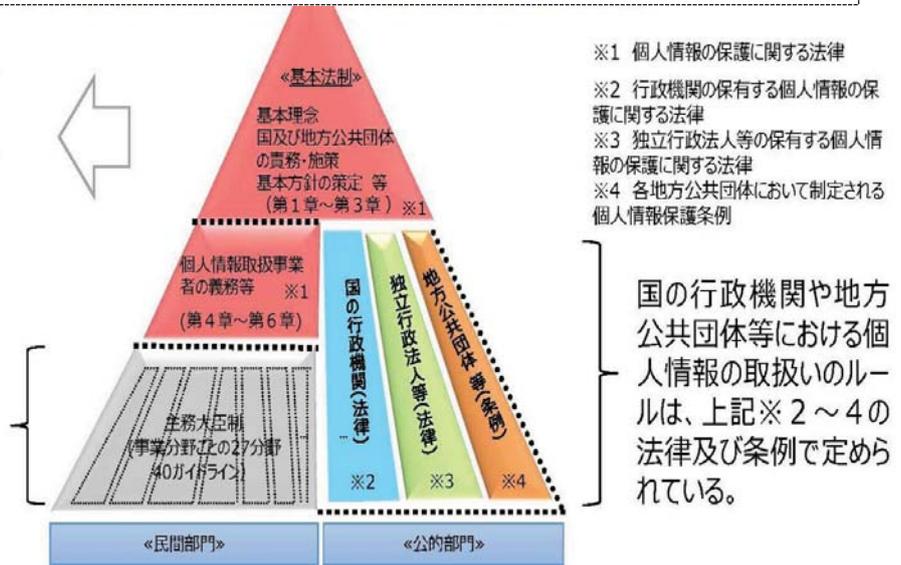


- 1) 個人情報保護法＝基本理念＋民間事業者＋特定個人情報（マイナンバー事務）
- 2) 行政機関個人情報保護法
- 3) 独立行政法人等個人情報保護法
- 4) 各自治体の個人情報保護条例

個人情報保護法（右図赤色）は、
①官民を通じた個人情報の取扱いに関する基本理念等を定めた部分と、
②民間の事業者における個人情報の取扱いのルールを定めた部分から構成されている。

現行の個人情報保護法では、事業等を所管する各省庁が、27分野・38のガイドライン（平成27年9月1日現在）を策定し、所管の事業分野の事業者を監督。



「個人情報保護法の改正概要」（平成27年11月内閣官房IT総合戦略室）より抜粋
 出典：平成27年11月17日第1回ゲノム医療等実用化推進TF資料4
https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10601000-Dajinkanboukouseikagakuka-Kouseikagaku/151117_tf1_s4.pdf

デジタル化推進のための個人情報保護法制一本化

- * 個人情報保護法3年毎の見直し規定（2015改正法附則第12条第3項）
- * 利活用のため保護3法を（緩い方に）揃える（2020.8「中間整理」）
 - ・ 情報化の進展や個人情報の有用性の高まりを背景に、官民の枠を超えたデータ利活用が活発化しており、現行法制の縦割りに起因する規制の不均衡や不整合がデータ利活用の支障に⇒是正の必要
 - ・ 国境を超えたデータ流通⇒GDPRなど国際的な制度調和の必要
⇒保護3法を統一し個人情報保護委員会が一元的に所管
- * 見直しの焦点
 - 1) 医療・学術分野における（保護3法の）規律の統一
 - ・ 民間か公的部門かにより規制が異なり連携医療や共同研究に支障
 - ・ 匿名加工情報（民間）と非識別加工情報（公的部門）が分かりにくく利活用に支障
※匿名加工情報は個人情報ではない、非識別加工情報は個人情報
⇒公的部門でも原則として民間部門と同様の規律を適用
 - 2) 円滑な利活用の支障になっている自治体条例の共通ルール化
行政デジタル化を含め社会全体のデジタル化を強力に進めていくことが政府方針
⇒データ利活用の円滑化への取組を一層加速させる必要
※「検討に当たっては、地方公共団体において大量の個人情報を保有しており、当該個人の権利利益の保護に向けて、これらの取扱いに関し、各地方公共団体が独自に条例によるルール化を図ってきた経緯があることに鑑み、各地域における独自の保護・活用の要請に配慮するとともに、これまでの地方公共団体における個人情報保護行政実務の積み重ねや、情報公開制度など他の事務への影響に十分に配慮し、制度の安定性を確保する必要」（「中間整理」42頁）

個人情報の利活用に傾斜＝第1条目的に【 】を追加「……個人情報の【適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の】有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護……」

●改正のポイント●

1. 個人情報保護委員会の新設

個人情報取扱事業者に対する監督権限を各分野の主務大臣から委員会に一元化。

2. 個人情報の定義の明確化

- ①利活用に資するグレーゾーン解消のため、個人情報の定義に身体的特徴等が対象となることを明確化。
- ②要配慮個人情報（本人の人種、信条、病歴など本人に対する不当な差別又は偏見が生じる可能性のある個人情報）の取得については、原則として本人同意を得ることを義務化。

3. 個人情報の有用性を確保（利活用）するための整備

匿名加工情報（特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工した情報）の利活用の規定を新設。

4. いわゆる名簿屋対策

- ①個人データの第三者提供に係る確認記録作成等を義務化。（第三者から個人データの提供を受ける際、提供者の氏名、個人データの取得経緯を確認した上、その内容の記録を作成し、一定期間保存することを義務付け、第三者に個人データを提供した際も、提供年月日や提供先の氏名等の記録を作成・保存することを義務付ける。）
- ②個人情報データベース等を不正な利益を図る目的で第三者に提供し、又は盗用する行為を「個人情報データベース等不正提供罪」として処罰の対象とする。

5. その他

- ①取り扱う個人情報の数が5000以下である事業者を規制の対象外とする制度を廃止。
- ②オプトアウト（※）規定を利用する個人情報取扱事業者は所要事項を委員会に届け出ることを義務化し、委員会はその内容を公表。（※本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止する場合、本人の同意を得ることなく第三者に個人データを提供することができる。）
- ③外国にある第三者への個人データの提供の制限、個人情報保護法の国外適用、個人情報保護委員会による外国執行当局への情報提供に係る規定を新設。

【「個人情報保護法の基本」（個人情報保護委員会事務局）4頁より】

国に先行して制定された個人情報保護条例

規定が自治体毎に違い個人情報利活用に支障と産業界・研究者から問題視（「2000個問題」）

個人情報保護法制化検討時の条例制定の状況

個人情報の保護については、平成11年に成立した住民基本台帳法一部改正法の附則第1条第2項に、「法律の施行に当たって、政府は、個人情報の保護に万全を期するため、速やかに、所要の措置を講ずるものとする」との規定が追加されたことを受け、平成11年に個人情報保護システムの在り方についての検討が始まったが、当時、既に半数程度の地方公共団体が個人情報保護に関する条例を制定するなど、地方公共団体が自主的に個人情報保護施策に取り組んでいた。

《条例の制定状況》

検討開始時	(平成11年)	都道府県	48.9%	市区町村	46.1%
法成立時	(平成15年)	都道府県	100%	市区町村	73.6%
法全面施行時	(平成17年)	都道府県	100%	市区町村	98.0%

《法制化検討以前の経緯》

- 昭和59年 福岡県春日市が、個人情報保護条例を制定
- 昭和60年 川崎市が、個人情報保護条例を制定
- 昭和63年 「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」を制定

【地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会第1回(2019.12.2)資料4総務省提出資料2頁】

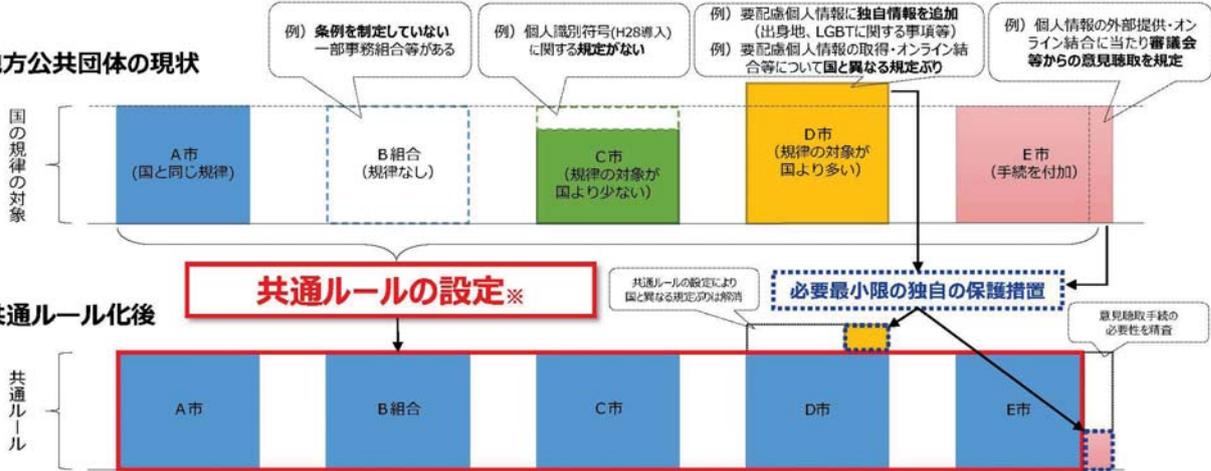
<地方公共団体の個人情報保護制度に求められるもの>

- 1 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立
 - ※ いわゆる「2000個問題」
 - ① 団体ごとの規定・運用の相違が、データ流通の支障となりうる
 - ② 条例がないなど、求められる保護水準を満たさない団体があること等への問題提起がなされている
- 2 個人情報保護に関する国際的な制度調和
 - 例) ・EUにおけるGDPR (一般データ保護規則) 十分性認定
 - ・OECDプライバシー・ガイドラインとの整合

<検討の方向性>

- 「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定
- 法律的確な運用を確保するため、国がガイドラインを策定
- その上で、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許容
 - 例) ・「要配慮個人情報」として保護する独自の情報を追加
 - ・保護のため、必要な場合に限り審議会等からの意見聴取手続きを規定

○ 地方公共団体の現状



【個人情報保護制度の見直しに関する検討会 第9回(2020.10.30)資料1総務省自治行政局】

保護条例共通ルール化の法制化＝国・民間に揃える

地方公共団体の個人情報保護制度に関する法制化について (素案)

趣旨

- 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請される中、
 - ・団体ごとの個人情報保護条例の規定・運用の相違がデータ流通の支障となりうる
 - ・求められる保護水準を満たさない団体がある 等の指摘。(いわゆる「2000個問題」)
- 独立した機関による監督等を求めるEUにおけるGDPR (一般データ保護規則) 十分性認定など国際的な制度調和の要請。
- こうした課題に対応するため、地方公共団体の個人情報保護制度について、全国的な共通ルールを法律で規定するとともに、国がガイドライン等を示すことにより、地方公共団体的確な運用を確保。

素案

- ① 適用対象
 - ・地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を対象とし、国と同じ規律を適用
 - ・病院、診療所及び大学については、民間部門と同じ規律を適用
 - ※⑤、⑥に係る部分は除く
- ② 定義の一元化
 - ・個人情報の定義について、国・民間部門と同じ規律を適用
 - 例) 容易照合可能性、個人識別符号、要配慮個人情報 等
- ③ 個人情報の取扱い
 - ・個人情報の取扱いについて、国と同じ規律を適用
 - 例) 保有の制限、安全確保措置、利用及び提供の制限 等
- ④ 個人情報ファイル簿の作成・公表
 - ・個人情報ファイル簿の作成・公表について、国と同じ規律を適用
 - ※個人情報ファイル簿の作成等を行う個人情報ファイルの範囲は国と同様(1,000人以上等)とする
 - ※引き続き、個人情報取扱事務登録簿を作成することも可能
- ⑤ 開示、訂正及び利用停止の請求
 - ・自己情報の開示、訂正、利用停止の請求権、要件、手続きは、法律で、又は国の規定に準じて条例で規定
- ⑥ 非識別加工情報の提供制度の導入
 - ・非識別加工情報の提供制度(定期的な提案募集)について、国と同じ規律を適用
 - ※ただし、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市について適用することとし、他の地方公共団体は任意で提案募集を実施することを可能とする
- ⑦ 個人情報保護委員会と地方公共団体の関係
 - ・個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取扱い等に関し、国の行政機関に対するものに準じた監督を行う
 - ・地方公共団体は、個人情報の取扱い等に関し、個人情報保護委員会に対し、助言その他の必要な支援を求めることが可能
 - 例) 個人情報の提供を行う場合、非識別加工情報の作成を行う場合 等
- ⑧ 施行期日等
 - ・施行期日は、地方公共団体において必要な準備に十分配慮して設定
 - ・国は、制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、地方公共団体の準備等について必要な助言(ガイドライン等)を行う
 - ※地方公共団体が条例で定める独自の保護措置について
 - ・特に必要な場合に限り、条例で、独自の保護措置を規定
 - ・条例を定めたときは、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届出

【個人情報保護制度の見直しに関する検討会 第9回(2020.10.30)資料1総務省自治行政局】

初の本格的な保護条例と言われた世田谷区電算条例(1976.7施行)の制定理由

電子計算機は便利な道具。しかし使い方を間違えると、人間の尊厳を侵す危険。

「区では、このような(プライバシーが侵害されるのではないかと)疑問を取り除き、電子計算機を**区の仕事で処理する区民の道具**として位置づけ、その利用方針や運営について、**区民本位、区民参加**で決めていこうと考え、この条例を制定しました。」「この条例が、先導的な役割を果たして、各地方自治体や国による立法化が進むことを期待します。」

⇒住民情報利用は区の範囲内に限定して、区民参加で使うことを区民に約束

⇒背景に国民総背番号制への反対世論の高まり

プライバシー保護を条例化

なお国の規制を望む

さる6月24日の第2回定例区議会
で「電子計算機の運営に関する
条例」が可決されました。
これは、近年、電子計算機の利用
が普及し、利用技術が高度になっ
てきて、プライバシーの侵害が問
題になっていることから、区民の
プライバシー保護と、適正な運営
を図ることを目的として制定され
たものです。
条例は、基本的な人権の尊重と個人



電子計算機は、私たちひとりひと
りの日常生活から切り離せないも
のになっていきます。
区でも、事務の効率化と福祉の向
上を図るため、6年前から電子計
算機を導入しています。
現在では、住民基本台帳、特別区
民税・都民税、国民健康保険、国
民年金、児童、老人、生活保護、
保育料など広い分野の事務処理に
電子計算機の個人記録を使ってい
ます。

電子計算機は便利な道具です。し
かし、使い方を間違えると、人間
の尊厳を侵す危険もあります。
区では、このような疑問を取り除
き、電子計算機を区の仕事で処理
する区民の道具として位置づけ、
その利用方針や運営について、区
民本位、区民参加で決めていこう
と考え、この条例を制定しました。
このような条例は、23区では初め
のようですが、審議会を設置して
運営するケースは初めてとあって、
全国的に注目を集めています。

他方、国や都道府県をはじめ、民
間でも、金融、保険、証券、デバ
イト、病院、個人信用調査機関な
ど、あらゆる分野で電子計算機を
利用し、個人の記録をたくさん持
っています。
このように各方面で個人情報が見
えられていくと、自分の記録がど
うなっているか、どのように使われ
ているか、また、お互いなんの制限
もなく利用されたら「プライバシー
が侵害されるのではないか」とい
う疑問がでてきます。

秘密の保護を宣言し、区の事務処
理以外に電算機を利用しないこと、
個人の思想や信条、宗教、人種、
特別な社会的差別の原因となる事
項の記録を禁止する。また、電算
組織の民主的な運営を図るため、
区民、区議会議員の推薦者、区職
員各6名からなる審議会を設置す
る、などを柱とした11条からなっ
ています。

広報せたがや 昭和51(1976)年8月1日号より

「国民総背番号制」との関係で作られてきた保護制度

個人情報保護法制

- 1970～ 省庁統一個人コード検討
国民総背番号制として反対運動⇒検討中止
- 1980 OECDプライバシー保護勧告(8原則)
- 1982 グリーンカード制導入(所得税法改正)
⇒与党内にも反対広がり1983廃止
- 1988.12 行政機関電算処理個人情報保護法
- 1999.8 住基法改正(住基ネット導入)←反対
1999.6自自公で3年後個人情報保護法制合意
- 2002.8 住基ネット開始
個人情報保護不備理由に自治体不参加・離脱
- 2003.5 個人情報保護法、行政機関/独法保護法
- 2008.3.6 住基ネット最高裁判決
- 2013.5 番号法(+整備法・J-LIS法・内閣法改正)成立
→2014.1 特定個人情報保護委員会設置
- 2015.9 番号利用拡大法・個人情報保護法改正
2016.1 個人情報保護委員会に改組
※2016.5 行政機関個人情報保護法改正
→2017.5 全面施行(施行後3年毎見直し)
- 2020.6 個人情報保護法改正
漏洩報告・通知義務、法定刑引上げ、仮名加工情報等

個人情報保護条例

- 1967 住民基本台帳法(住民情報の統合化)
- 1970～住基オンライン化広がる
←国民総背番号制につながると反対運動
- 1973 徳島市電子計算組織運営審議会条例
- 1975 国立市電子計算組織の運営に関する条例
5条からなる宣言的な条例
- 1976世田谷区電子計算組織の運営に関する条例
個人情報保護の具体的方策が体系的に規定
- 1978 杉並区で条例制定直接請求運動
- 1980 福岡県春日市個人情報保護条例
初の電算処理以外の個人情報の保護
- 1985 川崎市個人情報保護条例
政令市で最初の条例
- 1990.3 神奈川県個人情報保護条例
都道府県で最初の条例
- 1990.12 東京都個人情報保護条例
- 2013～ 番号法に伴う条例改正
特定個人情報についての規定追加
- 2015～ 個人情報保護法改正による改正

東京都世田谷区電子計算組織の運営に関する条例(昭和51年7月施行時)0

(目的)

第1条 この条例は、東京都世田谷区の電子計算組織(以下「電算機」という。)を適正に運営して**事務の近代化**を推進するとともに、**区民の基本的な人権を守り、福祉の向上を図る**ことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において電算機とは、与えられた一連の処理手順に従って事務を自動的に処理する電子的機器の組織をいう。

(処理事務の範囲)

第3条 電算機により処理する事務の範囲は、つぎのとおりとする。

1. 東京都世田谷区組織条例(昭和40年3月東京都世田谷区条例第2号)第1条に規定する本部、室及び部並びに教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、区議会事務局および収入役室の事務。
2. 電算機に記録された情報に基づき他の公共団体等へ提供する諸資料を作成する事務。
3. その他区長が必要と認める事務。

(正確性の確保と秘密の保護)

第4条 区長は、電算機の記録を常に正確かつ客観的なものとして維持し、管理するとともに、電算機の運営にあたっては、**区民の基本的な人権を尊重し、区民の個人的秘密を保護**しなければならない。

(記録事項等の制限)

第5条 電算機の記録事項には、**個人の思想、信条、宗教、人種および特別な社会的差別の原因となる社会的身分に関する事項を含めてはならない。**

2 個人的生活に関する事実については、**事務の目的に照らし必要最少限度のものであって、第6条第1項に定める東京都世田谷区電子計算組織運営管理審議会においてその事項を記録することが社会通念上正当であり、かつ、これを記録することによって個人の秘密が侵害されるおそれがないと認めるものに限り、これを記録することができる。**

3 **通信回線等を利用する電算機の有機的結合または端末機の利用は、第3条第1号の範囲をこえてはならない。**

4 第3条第2号および第3号の事務については、原則として統計表等の形式によるものとし、個人を対象とする形式の情報(以下「個人情報」という。)は、区民の権利の擁護及び利益の保護を目的とするもののほか処理しないものとする。

(電子計算組織運営管理審議会)

第6条 電算機の公正かつ民主的運営を図るため、区長の附属機関として東京都世田谷区電子計算組織運営管理審議会(以下「審議会」という。)置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、つぎの各号に掲げる事項を調査、審議する。

(1) 電算機の運営に伴う基本的人権の擁護および個人の秘密の保護に関すること。

(2) 電算機運営の基本方針に関すること。

(3) その他電算機運営に係る重要事項に関すること。

3 審議会は、電算機の運営に関する重要事項について、区長に意見を述べるができる。

4 審議会は、つぎに掲げるものにつき区長が任命または委嘱する委員をもって組織する。

(1) 区民 6人

(2) 区議会議長の推せんする者 6人

(3) 区の職員 6人

東京都世田谷区電子計算組織の運営に関する条例(施行時)続 11

5 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、後任者が任命または委嘱されるまでの間は、その職務を行う。

6 前2項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、東京都世田谷区規則(以下「規則」という。)で定める。

(記録事項の追加、変更等)

第7条 区長は、つぎの各号の1に該当する場合においては、**あらかじめ審議会の意見を聞かなければならない。**ただし、第3号を除き、区長が審議会に諮問する暇がないと認めるときは、この限りではない。

(1) 電算機にあらたな個人情報の**記録項目を追加**しようとするとき。

(2) 電算機に記録されている個人情報に係る個人ごとの記録項目の集団(以下「個人情報記録事項」という。)を**変更又は廃止**しようとするとき。

(3) 電算機に記録されている個人情報の記録項目(以下「個人情報記録項目」という。)及びその内容を**他の公共団体等に提供**しようとするとき。

2 前項ただし書により処置したときは、区長はこれを審議会に報告しなければならない。

(事務処理状況の公開)

第8条 区長は、個人情報記録事項その他の電算機による**主な事務処理状況について、適時区民に公表**しなければならない。

2 区長は、電算機に個人情報が記録されている個人(以下「本人」という。)から個人情報記録項目の内容について**開示の申出**があったときは、その者の記録項目の内容を文書で本人に通知しなければならない。

(記録項目変更等)

第9条 区長は、個人情報記録事項について、**本人から変更または廃止の申出**があったときは、あらかじめ審議会の意見を聞いてその可否を決定し、その結果を本人に通知するものとする。

2 区長は、個人情報記録項目の内容について、**本人から訂正の申出**があったときは、その内容を調査し、その結果を本人に通知するとともに、記録項目の内容に過誤があると認めるときはすみやかにその記録を訂正しなければならない。

3 第8条第2項に定める開示の申出または前2項の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を区長に提出しなければならない。

(1) 氏名および住所

(2) 開示、変更、廃止または訂正を求める事項

(3) 申出の理由

(事務の委託)

第10条 区長は、電算機による処理事務を外部に委託するときは、その委託契約において区民の個人的秘密の保護に必要な措置を講じなければならない。この場合においては、**あらかじめ委託の内容及び条件について審議会の意見を聞**かなければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

※太字は引用者

	規定している団体数(都道府県・市区町村に占める割合:%)			
	都道府県		市区町村	
個人情報の処理形態の範囲	47	(100.0%)	1,741	(100.0%)
死者に関する情報(※)	30	(63.8%)	1,001	(57.5%)
個人情報の保有状況を記録した帳簿等の作成	47	(100.0%)	1,659	(95.3%)
情報の種類(要配慮個人情報)による収集・記録規制(※)	45	(95.7%)	1,642	(94.3%)
利用・提供の規制	47	(100.0%)	1,741	(100.0%)
外部機関とのオンライン結合制限(※)	44	(93.6%)	1,631	(93.7%)
維持管理に関する規制	47	(100.0%)	1,740	(99.9%)
自己情報の開示の請求等	47	(100.0%)	1,741	(100.0%)
自己情報の訂正の請求等	47	(100.0%)	1,741	(100.0%)
自己情報の利用停止の請求等	47	(100.0%)	1,688	(97.0%)
外部委託時の規制	47	(100.0%)	1,739	(99.9%)
個人情報を取り扱う職員の責務	47	(100.0%)	1,702	(97.8%)
当該地方公共団体職員に対する罰則	47	(100.0%)	1,309	(75.2%)

(※)地方の独自規定

【地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会第1回(2019.12.2)資料4 総務省提出資料 6頁】

外部オンライン結合禁止(制限)規定とは?

●世田谷区の例

(旧) 電算条例第5条(記録事項等の制限)

3 通信回線等を利用する電算機の有機的結合または端末機の利用は、第3条第1号の範囲をこえてはならない。(※当初は個人情報に限らず、すべての回線結合を禁止していた)

(現) 個人情報保護条例第18条(電子計算機の結合の禁止)

実施機関は、個人情報等を処理するため、その電子計算機と区の機関以外のものの電子計算機との通信回線等による結合(以下「回線結合」という。)を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 個人情報等を処理するため回線結合をすることについて法令に定めがあるとき。
- (2) 公にされる個人情報等を処理するため回線結合をするとき。
- (3) 当該回線結合が住民福祉の向上に資するため必要かつ適切と認められ、及び個人情報等についての必要な保護措置が講じられている場合で、実施機関が審議会の意見を聴いて特に必要があると認めたとき。

●東京都の個人情報保護条例改正(2015年) 原則禁止から原則可能に変更

第11条2(外部提供の制限)

実施機関は、事務の執行上必要かつ適切と認められ、及び個人情報について必要な保護措置が講じられている場合を除き、通信回線による電子計算組織の結合による外部提供をしてはならない。

↓

実施機関は、事務の執行上必要かつ適切と認められ、及び個人情報について必要な保護措置が講じられている場合に限り、通信回線による電子計算組織の結合による外部提供を行うことができる。

●外部オンライン結合を禁止・制限した理由

多くの個人情報を記録する自治体で電算化を進めていく際に、住民の国民総背番号制への不安に应运、住民情報は自治体の範囲内に限定して住民参加で利用することを約束したもの

例) 世田谷区の「個人情報保護の手引き」より

「区の機関内では、この条例による保護対策がすべて及ぶことになるが、外部に提供された場合には、これと同様の保護措置を採ることは困難である。そこで、個人情報のオンライン処理は、原則として区の機関内部に限定し、区の機関以外との通信回線による結合は原則として禁止することとした。」

●国は一貫して外部オンライン結合禁止規定の改正を求めてきた

- ・2003. 6. 16総務省政策統括官通知←個人情報保護法成立を受けて

「ネットワークを活用した情報処理がIT社会実現に向けて不可欠であることに鑑み、一律に禁止するのではなく、提供の目的、利用形態や権利利益の侵害のおそれ、受領者側における保護措置の状況等を個別に検討した上で提供の可否を決定すべきである。このことから個人情報保護条例において一律にオンライン結合を禁止している場合は、早急な規定の見直しが必要である。」

- ・2017. 5. 19総務省大臣官房地域力創造審議官「個人情報保護条例の見直し等について(通知)」←個人情報保護法・番号法改正を受けて

「行政機関個人情報保護法では、オンライン結合を禁止しておらず、地方公共団体においても、ITの活用により行政サービスの向上や行政運営の効率化が図られていることから、オンライン結合制限については、行政機関個人情報保護法の趣旨を踏まえながら、その見直しを行うなど、各地方公共団体において適切に判断する必要がある。」

個人情報保護法の「要配慮個人情報」

2015年の個人情報保護法改正で新たに規定

要配慮個人情報の取得は原則として本人の同意が必要で、オプトアウト手続きによる第三者提供を認めない

個人情報保護法の改正と政令等のポイント②

15

2. 要配慮個人情報の規定の新設

- 次のいずれかに該当する情報を「要配慮個人情報」とし、取得について、原則として本人の同意を得ることを義務化。
 - ・人種、信条、社会的身分、病歴、前科・前歴、犯罪被害情報
 - ・その他本人に対する不当な差別、偏見が生じないように特に配慮を要するものとして政令で定めるもの

○政令で以下の記述等を含む個人情報を要配慮個人情報と規定。

- ・身体障害・知的障害・精神障害等があること
- ・健康診断その他の検査の結果（遺伝子検査の結果を含む）
- ・保健指導、診療・調剤情報
- ・本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索等の刑事事件に関する手続が行われたこと
- ・本人を非行少年又はその疑いのある者として、保護処分等の少年の保護事件に関する手続が行われたこと

【「改正個人情報保護法について」2016. 11. 28個人情報保護委員会事務局より】

旧) 世田谷区電算条例

第5条(記録事項等の制限)

電算機の記録事項には、個人の思想、信条、宗教、人種および特別な社会的差別の原因となる社会的身分に関する事項を含めてはならない。

現) 世田谷区個人情報保護条例

第7条(収集禁止事項)

実施機関は、次に掲げる事項(以下「収集禁止事項」という。)に関する個人情報等を収集してはならない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
- (3) 犯罪に関する事項

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれか※に該当する場合は、収集禁止事項に関する個人情報等を収集することができる。(※法令の定め、審議会の意見)

第17条(電子計算機への記録)

実施機関は、収集禁止事項に関する個人情報等を電子計算機に記録してはならない。

<国・民間との違いとして考えるべきポイント>

- ・要配慮個人情報の規定内容は、国や自治体で一長一短⇒適宜見直しが必要
- ・法律の規定や代替のない行政サービスを受けるために自己情報を提供せざるを得ない点が、任意の契約関係である民間と違う
- ・自治体はセンシティブな個人情報の塊⇒信頼関係がなければ、住民は安心して情報を提供できず、行政サービスが受けられない⇒行政も責任を果たせない。
- ・身近な自治体であれば、問題が起きれば、住民の心配に応じて柔軟に対応できる
住民は自分の情報がどこでどのように使われるか、理解・確認しやすい

各条例や法律との規定の違い

●実態調査(第3回懇談会で報告)から

- ・個人情報の定義・範囲(個人識別符号、照合の容易性、要配慮個人情報、死者、等)
- ・目的外利用、外部提供、センシティブ情報の取扱、開示・訂正・利用中止、等
- ・設立法人への適用、審議会、漏えいの報告義務、自治体間の連携、民間からの要望、等
- ・統一的な個人情報保護規律が設けられた場合の支障・課題(なし=都道府県0%、市町村7.3%)

	都道府県	市町村
国の関与が発生した場合に地域の実情を反映した事務処理の運用の確保	44.7%	35.6%
同種の事例に対する他団体との取扱いにおける一体性の確保	74.5%	65.1%
情報公開制度との運用の一体性の確保	57.4%	57.8%
条例の現状の取扱いと差異が発生した場合の対外的説明	70.2%	66.0%

●注目されていないが重要な「必要最小限」原則

例) 世田谷区個人情報保護条例 第6条(適正収集の原則)

実施機関は、個人情報等を収集するときは、個人情報等を取り扱う業務の目的を明確にし、当該業務の目的を達成するために**必要な最小限の範囲内**で、適法かつ公正な手段によって行わなければならない。

※「個人情報保護の手引き」では、「個人情報の過剰な収集を禁止する趣旨……事務処理上の利便性や慣例で安易に、不必要な個人情報を収集してはならない」と説明

↓

審議会の審議ポイントでは、収集・委託・目的外利用・外部提供・電子計算機への記録のすべてに「必要最小限か」をチェック(事務の効率性のみを優先した収集・利用は認めない)

1. 収集禁止事項(条例第7条)

- ① 収集する個人情報の項目が、収集禁止事項に該当するか。
- ② 当該事務処理には、その個人情報の項目が必要不可欠か。
- ③ 収集する個人情報の項目は何か。また、その範囲は**必要最小限**のものか。
- ④ 収集方法は適正か。

2. 本人外収集(条例第8条・第6条)

- ① 本人外収集の必要性(本人から直接収集できないのか)
- ② 収集する個人情報の項目は何か。また、その範囲は**必要最小限**のものか。
- ③ 収集の方法が適法かつ公正か。
- ④ 収集する個人情報が収集禁止事項に該当していないか。

3. 外部委託(条例第12条)

- ① 委託に伴って取り扱われる個人情報の項目は何か。また、その範囲は**必要最小限**のものか。
- ② 委託に伴って付される条件(個人情報の授受の方法、作業場所、処理方法等)が、個人情報保護の見地から適切か。
※電算処理又はマニュアル処理に係る委託の条件を満たしているか。
※契約の際に、特記事項を付しているか。
- ③ 委託先の個人情報の保護管理体制が、受託者の選定基準を満たしているか

4. 目的外利用(条例第15条・第14条)

- ① 区民のプライバシーの権利を守る視点が確保されているか。
- ② 目的外利用の必要性(理由)に相当性があるか。
※事務の効率性のみを優先していないか。
- ③ 利用する個人情報の項目は何か。また、その範囲は**必要最小限**のものか。

5. 外部提供(条例第16条・第14条)

- ① 外部提供する理由は妥当であるか。
- ② 本人同意を得て行う余地はないのか。
- ③ 提供先での個人情報の保護管理体制は十分か。
- ④ 提供にあたっての条件は何か。(利用についての制限を相手方に付しているか。)
- ⑤ 提供する個人情報の項目は何か。また、その範囲は**必要最小限**のものか。

6. 電子計算機への記録(条例第17条)

- ① 住民サービスの向上や事務処理の効率化という見地から、記録する理由は妥当か。
- ② 記録する個人情報の項目は何か。また、その範囲は**必要最小限**のものか。
- ③ 入力作業はどのように行うのか。
- ④ 保護管理体制は十分か。(データの保管方法、アクセス制限等)

7. 回線結合(条例第18条)

- ① 結合の目的・理由が、区民福祉の向上に資するためといえるか。
- ② 代替手段はないのか。
- ③ 結合によって処理される個人情報の項目は何か。
- ④ 結合先の保護管理体制、信頼性は十分か。(データの保管方法、アクセス制限等)
- ⑤ 結合元の保護管理体制は十分か。(データの保管方法、アクセス制限等)
- ⑥ 結合に伴う保護管理体制は十分か。(漏えい等の心配はないか。)
- ⑦ 結合方法(双方向か単一方向か。)

これが丁寧な進め方!? 一方的に論点整理した自治体との意見交換 19

●「地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会」の経緯

第1回2019.12.2 個人情報保護法をめぐる状況、自治体の条例の状況、論点とスケジュール案

第2回2020.1.29 東京都・神奈川県・山梨県から報告

第3回2020.5.25 神戸市・和泉市・五霞町・那賀町から報告、実態調査報告

個人情報保護委員会の保護制度見直しの考え方、有識者検討会の意見

※2020.6.24の第146回個人情報保護委員会で「懇談会の実務的論点の整理に向けて」決定

第4回2020.7.3「実務的論点の整理に向けて」示す、懇談会の一旦休止の予定が終了へ

●「実務的論点の整理に向けて」に対して自治体からは異論相次ぐ(第4回懇談会)

- ・全国知事会「事務局のほうからは意見交換は今回限りというように聞いておりました、議論が深まらないまま実務的論点として個人情報保護制度の見直しに関する検討会へ報告されるということに懸念……論点はあくまでも個人情報保護委員会が整理したものでありまして、**懇談会の議論の結果として取りまとめたものではない**ということを確認させていただきたい」
「この懇談会で何らかの取りまとめを行うことはもう想定していないのだということであれば、休止という形ではなくてきちんと一度ここでこの懇談会自体を閉じるというのも一つの考え方」
- ・全国市長会「これが**地方全体の意見と受け止められないように……事務局から出ている資料というのが結果、懇談会としてまとめたもの、もしくは了承されたものということにならないようにしていただきたい**」
- ・全国町村会「実務的論点の整理に向けてといった趣旨の議論は実際にはなされていないというように認識をしております。そのような中で、こちらの論点整理ではあたかも懇談会での議論に基づいて**一定の方向性が記載されているように受け取れる点はなかなか承服できない**」
- ・総務省「各自治体の皆様、それから、3団体の皆様から御意見がございました。その辺りを十分にお含みおきをいただいて御対応いただきたいと強く思っております。」

●個人情報保護委員会の対応

- ・懇談会のまとめとしては報告しない、懇談会としての取りまとめを目指すという報告もしない。
- ・「どういったニーズがあるかということについては必ずしも現場の実務をやっている皆様方の心に刺さる形では日々届いていないのだなということが改めて分かりました。……私どもはある種、挟まれて苦労している、困っている……その辺りの認識のレベルをまずそろえるところからやらなければいけない」
- ・今後は懇談会とは別の形で、意見交換の段階から具体的な検討の段階に発展させていく必要がある。

1. 個人の権利利益の保護の必要性
 - ・個人情報保護法では、地方公共団体は「その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する」(法第5条)と規定。
 - ・法の許容する範囲で地方公共団体が創意工夫を行うことは望まれること。
 - ・一方、地方公共団体ごとに個人情報保護条例が異なり、また、一部の地方公共団体が取り扱う個人情報については個人情報保護条例の対象となっていない現状について、どう評価するか。
2. 官民通じた保護と利活用の適切なバランス
 - ・地方公共団体のパーソナルデータに係る利活用の期待は高い。
 - ・個人情報の保護と利活用は、車の両輪。
 - ・利活用側として主に想定される民間側の法制とも整合的である必要性。
3. 個人情報保護条例の規律の調和
 - ・地方公共団体の個人情報保護については、当初、先駆的団体によって国に先んじて導入された経緯や、現在、個人情報保護条例が存在するという事実も踏まえた議論が必要。
 - ・一方、個人の権利利益の保護という観点から見た際に、ナショナルミニマムの実現という視点も重要。
 - ・民間部門と規律の差異を設ける必要性が低く、公益的にみてもデータの流通に対するニーズが高い分野(例：医療・学術)の取扱いも論点。
4. 個人情報保護条例の解釈・運用の調和
 - ・団体間でのデータ連携などにおいて課題と指摘する意見が事例ベースで多く存在。
 - ・現行の個人情報保護法上、国と地方との役割分担や連携の在り方が必ずしも明確でない。
5. 地方公共団体の体制面の課題への対応
 - ・個人情報保護条例の運用体制が、団体の規模によって大きく異なっている実態。
 - ・特に、小規模団体には、個人情報保護条例の運用に苦慮している団体が存在。

個人情報保護条例の共通ルール化の何が問題か(1) 21

●円滑な利活用に支障、という観点からの検討

- ・住民情報を利活用の対象として見ている＝情報を行政に提供する住民の立場を忘却
「まずは、自らの情報を取得され利用される個人の目線から、制度の合理性等の検討がなされる必要がある」※と言いながら、利用する側(企業・研究者・他行政機関)からの目線に
※「官民通じた個人情報保護制度の見直しに係る委員会としての考え方について」(懇談会第3回資料2)

- ・産業界からの利活用の要請(個人情報保護制度の見直しに関する検討会第7回2020.9.7)

日本経団連(資料2)

- ・DX(デジタル革新)の実現にむけて、さらなるデータ利活用の促進が大きな鍵
- ・個人情報を円滑に取扱うためには、官民が同一の規律のもとにおかれることがきわめて重要
- ・条例の差異(「2000個問題」)で官-官・官-民の円滑な情報流通を阻害
- ・条例の「上乘せ、横出し」の必要性に関する立証が必要

新経済連盟(資料3)

- ・データ流通基盤として統一的な法体系が必要不可欠ゴールを切って一刻も早く検討を
- ・統一性の観点から一定の縛りをかけながら自主性・自律性を確保する措置(例：地方税法の法定外目的税)
- ・オンライン結合制限規定はデジタル化に逆行
GIGAスクール構想、オンライン教育、医療、MaaS(交通手段をシームレスに)、スマートシティの阻害

●デジタル化政策による性急で強引な見直し

「個人情報保護制度の見直しに向けた中間整理」(2020.8 個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース)

- ・来年の通常国会に改正法案を提出する前提で現行法制の縦割りに起因する不均衡や不整合を可能な限り是正
- ・新型コロナウイルス感染症の流行に直面し、データの蓄積・共有・分析に基づく不断の行政サービスの向上のための行政のデジタル化を含め、我が国社会全体のデジタル化を強力に進めていくこととされており、データ利活用の円滑化への取組も一層加速させなければならない。また、国際的なデータ流通が増大していく中で、GDPR十分性認定など、国際的な制度調和の必要性が一層高まっている。こうしたことから、地方公共団体も含めた我が国全体で統合的な個人情報保護制度の確立に向けて検討を行う必要がある。
- ・今後、地方公共団体の意見を十分に聞きながら、具体的な検討を行うこととし、年内を目途に結論を得る

●条例を単に先行としか意義を認めず国基準化＝住民自治・地方自治の視点が欠落

「地方公共団体の個人情報保護制度に関する法制化について(素案)」(2020.10.30資料1総務省)

- ・地方公共団体の機関及び地方独立行政法人に対し、**国と同じ規律**を適用
- ・「個人情報」の定義＝**国・民間部門と同じ規律**を適用(死者に関する情報は別途条例で規定)
- ・「要配慮個人情報」の定義＝**国・民間部門と同じ規律**を適用(条例で特定の個人情報を規定)
- ・保有制限、目的外利用・提供制限＝**国と同じ規律**を導入
- ・オンライン結合制限＝安全確保措置や目的外利用・提供の制限について、**国と同じ規律**を導入
- ・個人情報ファイル簿の作成・公表＝**国と同じ規律**を適用
- ・自己情報の開示、訂正、利用停止＝情報公開制度との整合、**国の規定に準じて条例で規定**
- ・審議会等の開示決定等の当否に関する個人情報保護委員会の関与については、引き続き検討
- ・非識別加工情報の提供制度＝**国と同じ規律**を適用、事務の実施にあたり必要な支援
- ・法律の施行期日＝地方公共団体において必要な準備に十分配慮
- ・条例の独自保護措置＝**特に必要な場合に限り規定(必要最小限)**し、個人情報保護委員会に届出

※個人情報保護法の自治体についての規定

第5条(地方公共団体の責務)

地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その**地方公共団体の区域の特性に応じて**、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

第11条(地方公共団体等が保有する個人情報の保護)

地方公共団体は、その保有する個人情報の性質、当該個人情報を保有する目的等を勘案し、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。……

●事務負担

過去の個人情報保護法改正にともなう条例改正も容易ではない現状
結局、条例の見直しでなく、条例の廃止になっていくのではないか

●オンライン結合禁止・制限は、自治体が住民情報に責任を持つという住民との「約束」

データ流通が拡大する時代だからこそ、その真価が問われる

どう対応していくか

●スケジュールありきの性急な法改正をさせない

●外部オンライン結合制限規定が最大の争点

●住民自治が問われている

住民が自分の情報の扱われ方を自ら決めることが条例の意義
規定が国に似ているからと、廃止されるものではない

●条例の規定内容は「住民目線」で検討が必要

対応が困難な「小規模自治体」への支援の仕組み

●地方自治が問われている

デジタル化で進む自治体システムの標準化・クラウド化

- ・地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及び

AI・ロボティクスの活用に関する研究会(スマート自治体研究会)

- ・自治体システムデータ連携標準検討会

標準レイアウト仕様に揃える(住民基本台帳、印鑑登録、住登外管理、戸籍
就学、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、
収滞納管理、国民年金、介護保険、後期高齢者医療、健康管理、児童手当
生活保護、障害者福祉、人事給与、文書管理、子ども・子育て支援)

●行政・議会・審議会から問題提起を

自治体からは国・個人情報保護委員会の進め方に批判の声

－ 会長発言要旨 －

▽ マイナンバーカード

政府がマイナンバーのメリットを広報・宣伝する一方、地域住民から個人情報の流出や監視社会化などへの心配の声が根強い。住民の不安解消のため、情報連携システムについて政府自身による分かりやすい説明と国民の理解を深めてもらう努力が必要と感じる。

▽ デジタル庁

マイナンバー関連業務など市町村が現在行っている事務を検討の対象とする場合は、地方自治体の意見を十分配慮いただきたい。

▽ 情報システムの標準化

自治体の基幹的業務のシステム標準化を進める際には、政府が主導する標準仕様書の作成などに地方自治体の意向を適切に反映されるようお願いする。また、開発された標準システムの無料配布や新システムに迅速、統一的に移行可能な環境の整備を求める。加えて、2025年までの標準化のために、自治体への支援措置を目に見える形で確実に講じていただきたい。

▽ 個人情報保護条例の標準化・法制化

個人情報保護については、国の法律より自治体の条例が先行した経緯もある。自治体が納得できる形で丁寧な進め方をしてほしい。

(「全国市議会旬報」2020.10.25
総務大臣と地方6団体意見交換で)